

税制調査会（第7回法人課税ディスカッショングループ・第3回基礎問題小委員会）
議事録

日 時：平成26年6月25日（水）9時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○大田座長

ただいまから、第7回法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）を開催します。今日は、いよいよ取りまとめです。

前回の会議では、総論部分について御議論いただきました。そこでいただいた御意見は、可能な限り入れていきますので、御覧いただければと思います。

今回、私と事務局とで、取りまとめ案の各論部分を作成しました。今日は、総論と各論を併せて御議論いただきます。

今日の流れですが、法人課税DGに引き続き、基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）が開かれます。基礎小委で議論が出た新税に関する部分と、国際課税ディスカッショングループ（以下、「国際課税DG」という。）で御議論いただいた部分の取りまとめ案について御議論いただきます。

基礎小委は、法人課税DGとの合同会議としますので、委員及び特別委員の皆様には、そのまま御参加いただければと思います。

それでは、カメラの方は、ここで御退席をお願いします。

（カメラ退室）

○大田座長

それでは、議題に入ります。

今日、お配りしている文案は総論と各論の両方が付いていますが、総論については、時間の関係で読み上げは省略します。お手元の案の3ページから各論が始まります。各論は、全体にわたって、①で現状、②で改革の方向性を書いて、10ページに「3. 法人税の改革と併せて検討すべき事項」を書き、最後の11ページに、これからの改革の進め方、目標を書いています。

今日は、事務局から現状は省略して、改革の方向性を読み上げていただきます。

それでは、よろしくをお願いします。

○事務局

法人税の改革について（案）

2. 具体的な改革事項

（1）租税特別措置の見直し

② 改革の方向性

政策税制については、経済社会環境の変化に応じて必要性和効果を検証し、真に必要なものに限定する必要がある。特に特定の産業が集中的に支援を受ける優遇措

置は、可能な限り廃止・縮減し、既存産業への政策支援の偏りを是正することで、新産業が興りやすい環境を整備していく必要がある。

見直しに当たっては、国際的なイコルフットィングの観点が必要であるという意見があったが、税率を引き下げるのであれば例外措置は思い切って見直すべきとの意見が多かった。

具体的には、以下の基準に沿って、ゼロベースでの見直しを行うこととする。その際、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査の結果などを踏まえる。

基準1：期限の定めのある政策税制は、原則、期限到来時に廃止する。

延長が繰り返されて期限が有名無実化すれば政策手段としての効用が損なわれ、さらに税負担の歪みも固定化するおそれがある。

基準2：期限の定めのない政策税制は、期限を設定するとともに、対象の重点化などの見直しを行う。

政策手段としての効果を最大限に発揮させるとともに、定期的に検証を行う。

基準3：利用実態が特定の企業に集中している政策税制や、適用者数が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的な見直しを行う。

例えば、不特定多数の適用を想定しながら、上位10社の適用が8割超の場合や適用が10件未満の場合は、必要性や効果の検証を徹底する。

最大の政策税制であり、かつ重要度の高い研究開発税制については、次の観点から見直すべきである。総額型は、平成15年度税制改正において、税率引下げが見送られる中、政策の重点分野への集中投入を図る観点から、研究開発税制を大幅に拡充するものとして導入された経緯や、税額控除が結果的に補助金と同じ効果を持つことを踏まえ、税率引下げに対応して大胆に縮減し、研究開発投資の増加インセンティブとなるような仕組みに転換していくべきである。また、対象となる試験研究費について、人件費、減価償却費や外部委託費などの算入を制限している諸外国の例も参考としつつ、対象の重点化を図るべきである。

また、平成25・26年度税制改正では、企業の研究開発投資、設備投資及び賃上げを促すために、税制上の対応を行った。これらの政策税制はアベノミクスの推進のために導入したものであり、その政策効果やデフレからの脱却状況を見つつ、「集中投資促進期間」との整合性を踏まえて考える必要がある。

(2) 欠損金の繰越控除制度の見直し

② 改革の方向性

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めずに継続的に行われるのに対し、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されるため、法人税負担の平準化を図るこ

とを目的とする制度であり、諸外国にも存在する制度である。この制度の存在により、企業行動やそのタイミングに影響を与えることがあり、企業行動に対してより中立的な仕組みとする必要がある。

このため、より長期間での税負担の平準化を図ることが望ましく、繰越控除期間を延長し、あわせて控除上限額を引き下げの見直しを行うこととする。この見直しは、税収の安定化にもつながることとなる。見直しに当たっては、中小企業への配慮が必要である。

なお、繰越期間を延長する際には、帳簿の保存期間もあわせて延長する必要がある。わが国より繰越期間が長い諸外国では、納税者側に立証責任を求めることで適正な課税を確保しており、このような立証責任を納税者に転換する手法の採用も選択肢となる。

(3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

② 改革の方向性

企業の株式保有は、支配関係を目的とする場合と、資産運用を目的とする場合がある。支配関係を目的とする場合は、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないよう、配当収益を課税対象から外すべきである。他方、資産運用の場合は、現金、債券などによる他の資産運用手段との間で選択が歪められないよう、適切な課税が必要である。

この観点から、支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分け、益金不算入制度の対象とすべき配当等の範囲や、益金不算入の割合などについて、諸外国の事例や、会社法における各種の決議要件、少数株主権などを参考にしつつ、見直すこととする。

なお、見直しにあたっては、外国子会社にポートフォリオ投資をしている場合の課税の整合性に留意すべきという意見や、見直しによって大きく影響を受ける業態への配慮や市場への影響を勘案することが必要との意見があった。また、持株比率で支配目的か資産運用目的かを一律に線引きをすることは実態にそぐわないとの意見がある一方で、支配目的か資産運用目的かを考える場合には持株比率で区別せざるを得ないとの意見もあった。

(4) 減価償却制度の見直し

② 改革の方向性

減価償却方法の選択の柔軟性は、資産の使用実態に合わせた適切な減価償却費の計上が目的だが、実際はその時々損益状況に応じた節税効果の観点から選択が行われているおそれがある。特に初期の償却限度額が大きくなる定率法は、所得操作の可能性を大きくする。また、同様の資産について同様の使用実態があるにもかかわらず、

法人によって減価償却方法が異なるという不均衡を生じさせるおそれがある。

近年IFRS（国際会計基準）の導入や事業のグローバル化に伴うグループ内会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定率法から定額法に見直す動きが見られる。また、課税ベース拡大の一環として減価償却制度の見直しを行うことが国際的な動きとなっており、ドイツでは2008年の法人税改革において、定率法を廃止し定額法に一本化した。

このような観点から、定率法を廃止し、定額法に一本化すべきである。その際、デフレ脱却に向けた「集中投資促進期間」において様々な政策対応が採られていることとの整合性を踏まえて検討する必要がある。

また、減価償却は使用実態に合わせて行うこととされているが、償却限度額の範囲内で償却費の計上が任意でできるようになっており、この制度は適正な期間損益の計算を損なっているのではないかとの指摘もあった。

（５）地方税の損金算入の見直し

② 改革の方向性

法人事業税や固定資産税等が損金算入されることで、地方の超過課税や減免措置が国税の課税ベースを変動させ、同時に国税と連動する住民税や事業税の課税ベースも変動させる。例えば、地方公共団体が超過課税を行えば、その分国税収入が減少し、結果的に地方交付税の原資が減少する。また、この場合、住民税や事業税の課税ベースも縮小するため、事業者が複数の地域に拠点を持つ場合には、他の地方公共団体の税収入にも影響を与えることになる。

近年、多くの地方公共団体が、特区制度などを活用して法人事業税や固定資産税を減免し、企業誘致を行っている。この場合、損金算入額が減少し、国税負担は逆に重くなることになり、地方税の軽減効果が減殺される。

例えば、ドイツでは、納税者にそれぞれの税目の実質的な税負担が分かるようにするとともに、国と地方の双方にとって収入の境界が明確になるようにすることを目的として、2008年の法人税改革において営業税（地方税）を損金不算入とした。

このように、税の性格上は損金算入が自然ではあっても、地方公共団体独自の措置が国税収入や他の地域の税収に影響を与えることや、各税目の税負担が納税者にとって不明確になることを考慮すれば、地方税を損金不算入とすることが考えられる。このため、財源確保の一環として、地方税の各税目の性格や事業者への影響を勘案しつつ、地方税の損金算入の見直しについて、具体的な方策を検討すべきである。

（６）中小法人課税の見直し

② 改革の方向性

i) 中小法人の範囲について

企業規模を見る上での資本金の意義は低下してきており、資本金基準が妥当であるか見直すべきである。仮に資本金基準を継続する場合でも、中小法人に対する優遇措置の趣旨に鑑みれば、真に支援が必要な企業に対象を絞り込むべきであり、1億円という水準の引下げや、段階的基準の設置などを検討する必要がある。特に会計検査院からの「多額の所得を得ながら中小企業向け優遇税制を受けている企業が存在する」との指摘への対応は必要である。

ii) 軽減税率について

同じ所得金額には、同じ税率を適用するべきであり、特に基本税率を引き下げることを踏まえれば、所得金額のうち800万円以下の金額に適用される法人税法による19パーセントへの軽減税率は厳しく見直す必要がある。また、リーマンショック後の対応として設けられた時限的な軽減税率（15パーセント）はその役割を終えている。

iii) その他の特例措置について

税率以外の特例措置については、前述の租税特別措置の見直しの方向性に沿って見直しを行う必要がある。

iv) いわゆる「法人成り」について

個人事業主か法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきではない。個人・法人間の税制の違いによって法人形態を選択する「法人成り」の問題は、その歪みを是正する必要がある。「法人成り」の実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含めた検討を行う必要がある。

法人税率引下げによって個人所得課税との差が拡大すれば、「法人成り」のメリットがさらに拡大するため、この観点からも軽減税率など中小法人に対する優遇措置を見直す必要がある。

また、個人所得課税の税率と法人税率の差が拡大した場合、配当を恣意的に抑制して利益を法人内に留保し、個人所得課税を繰り延べる誘因が大きくなる。特定同族会社の内部留保に対する留保金課税は、中小法人については適用除外とされているが、法人税率引下げにあわせて適用を検討する必要がある。

なお、オーナー企業は地域に根ざし、地域での雇用を生み出しているという実態を踏まえるべきとの意見があった。

(7) 公益法人課税等の見直し

② 改革の方向性

公共的とされているサービスの提供主体が多様化し、経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうした市場の変化を踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公

平性を確保していく必要がある。

こうした観点から、公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）については、その取扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列举方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。

また、公益法人等の収益事業からの所得には、軽減税率とみなし寄附金制度が適用されている。公益目的事業への所得の活用を促す措置ではあるが、みなし寄附金制度の適用を受けた上に、軽減税率の適用も受けることは過大な対応であり、見直しが必要である。さらには、配当等の金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、事業活動の中で新たに発生した収益であることから、その課税のあり方についても見直しを行うべきである。

なお、公益法人等のガバナンスの強化や、対象法人が実際に公益目的事業を行っているかを確認する仕組みが必要であるとの意見もあった。

（８）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に）

② 改革の方向性

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」（『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』）

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

また、外形標準課税が全法人の1パーセント未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するとの意見が多く出された。外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入することが望ましい。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

現在、資本金等の額と従業者数に基づいた区分に応じ課税されている法人住民税均等割についても増額し、法人所得に対する税負担を軽減することが望ましい。また、資本金等の額や従業者数は、いずれも企業規模をみる指標としては意味が薄れている。

このため、法人住民税均等割の増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである。

また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。

3. 法人税の改革と併せて検討すべき事項

今般の法人税の改革においては、法人税の枠内にとどまらず、他の税目についても見直しを行うべきとの意見が多く出された。諸外国の法人税改革でも、単に法人税の改革を行うのではなく、所得税、消費税、資産税などを含めた税制全体の改革を行っている。政府税制調査会において、引き続き広く見直しの検討を行っていくことが必要である。

法人税改革に関連する税目等としては次の事項が重要である。

(a) 資本所得課税

法人所得課税は、個人所得課税の前取りとの性格を有するものであることから、法人所得課税の減税を行う場合には、個人所得課税における資本所得課税の強化を検討すべきである。その際、金融所得課税の一体化の流れ等に留意する必要がある。

(b) 給与所得控除

法人形態にすることでオーナー自身への給与等を損金に算入し、さらに個人段階では給与所得控除を受けることができることが、「法人成り」の誘因の一つであることが指摘されている。給与所得控除の水準を含めた検討が必要である。

(c) 住民税や固定資産税

地方税については、行政サービスの受益に応じてその費用を広く分担するという考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税等について充実を検討すべきである。

4. 改革の目標と今後の工程

今後、上記で述べた方向に沿って具体的な税制改革案を速やかに検討し、実施していくべきである。

法人課税DGでは、税率の引下げと負担構造の改革という二つの目標を掲げて、実現のための方策を検討してきた。政府の方針に沿って税率引下げを行うにあたっては、課税ベースの拡大についても、工程を明確にして着実に進めなくてはならない。

課税ベースに関する様々な制度は、社会経済が変化し、また法人税の基本税率が下がるにつれて必要性が変わってくる。いかなる制度であれ、その廃止や見直しには反対が強いが、今般の法人税改革においては、大胆に税率を引き下げるという目標を共有し、可能な限り課税ベースを拡大していく努力が必要である。

○大田座長

ありがとうございました。

これまでの議事録を何度か読み直して、委員の先生方の多くが出された意見をなるべく反映させたつもりです。今日は忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

高田委員、お願いします。

○高田委員

私は、全体としては、非常によくまとめられていると思います。ただ、今回の状況、特にアベノミクスという形から考えると、海外へのメッセージ性がかなり必要だと思っていて、そのような観点からは、そうしたことをより重点的に打ち出すべきだと思います。

それから、個別の項目に関して、一つ、私が問題意識を持ったのが、受取配当の益金不算入制度についてです。取りまとめ案では明確に見直しの方向性が示されていますが、例えば、5月16日の法人課税DGなどの議論で、見直しの是非について様々な議論があったと認識しているので、記載のトーンが少し強過ぎる気がします。

特に、今般の法人税の改革の大きな目的の一つが、法人税の体系を国際相場に照らして競争的なものにしていくことだとすると、既に国際的に見劣りしている部分もありますし、また、二重課税排除の仕組みをさらに後退させることは、やはり重要な論点として明確に指摘すべきだと思います。

また、アベノミクスの成長戦略の観点からすると、特にグローバルな投資家等に対しても、今の局面の中で見直すことに対する認識は、やはりあると思います。市場参加者からすると、この点についてはかなり違和感があると感じています。

5月16日の法人課税DGでも、この項目が優先的な検討項目に挙げられることに違和感があるという指摘もありました。私もそのような見方をされていて、財源の確保の一環として、様々な部分を考えていく必要はあると思いますが、ここが優先順位という観点からは、どうしても議論の余地があると思っています。

最後の論点に、法人税の改革と併せて検討すべき事項という点がございます。

私も非常にそれは納得するところで、単に法人税の改革というよりは、ここにある所得税、消費税、資産税という様々な部分があると思います。

特に、今回の大きな方向性として、成長志向、そして、広く薄くという観点からすると、私は、この広く薄くの究極の部分は、やはり消費税になると思っていて、もちろん、外形標準課税などもあります。今回の議論にもあるように、やはり一長一短がある中では、他税目も含めた幅広い議論が改めて必要だと思います。

○大田座長

ありがとうございました。

今、言われた受取配当の益金不算入制度については、前回は優先度は低いと私もまとめています。高田委員の御意見もよく認識していますが、それをどう入れるべきか

で非常に苦勞して、「市場への影響を勘案する」と入れることにしたのですが、もう少し検討してみます。

小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

総論については、もう既に、ほぼこれでまとまっていると思いますが。

○大田座長

総論についても、どうぞ御意見をおっしゃってください。今日は両方議論します。

○小幡特別委員

総論については。特に異論はないのですが、まさに今、高田委員が言われたように、メッセージといいますか、法人税の構造改革をするにあたって、日本はこのように法人税を見直していくというメッセージ性をよく考えて提示していくことが大事だと思います。

これからは、具体的な改革事項ということで各論になりますが、おおむね既に議論で出てきたもので、賛否いろいろ分かれていたところもありますが、これらについて考えられるとしたことは、私もこれでよいと思います。

ただ、この中には、理念として当然出されているものと、あるいはやや苦しいが、税源確保の一環として考えられるのではないかというものが混ざっているので、そこは優先順位を今後考えていただきたいと思います。

まず、租税特別措置の見直しは、ぜひ、基準1、2、3にのっとってきっちりやっていたいただきたいと思います。

同時に、平成25年、26年度税制改正で新しく出てきたものについては、法的な観点から、やはり予測可能性に配慮する必要もあるので、またすぐに変えるというのはなかなか難しいと思います。

この中で、私は地方法人課税の見直しの外形標準化は、ぜひ理念としてもやっていただきたいと思います。付加価値割の比重を高めると同時に、資本金1億円以下のところにも薄く外形標準を認めていくというのは、方向としても理念に合っているし、税源も得られるのではないかと思います。

多少細かいことになりますが、三点だけ私が、多少異論というか、考えていることがあります。一点目は、欠損金の繰越控除制度の見直しです。繰越控除制度のために法人税が課されていない数、割合が非常に増えていることは既に示されているところです。

確かに諸外国で、繰越控除期間を無制限というか、非常に広く認めているところがあることは承知していますが、わが国は今も9年ですが、これをさらに長く延長することに本当に意味があるのかという疑問があります。立証責任のことなども書いていますが、少しここは慎重に、本当にどの程度の期間を延長するべきなのかをよく考える必要があると思います。繰越控除上限額を引き下げる見直しはやっていただければ

と思います。

それから、(5)の地方税の損金算入の見直しですが、ここは理念がやや苦しいというか、財源を出すための提案という面があると感じています。ドイツでも見直されたとのことなのですが、特に固定資産税については、やはり考え方として損金不算入にするのは難しいと思います。もう一つは、先ほど地方法人事業税の外形標準化を進めていくべきだと申しましたが、そうなると、国税の法人税との性格の違いが、より明確になるので、果たして、そうなってもやはり見直すべきなのかと思いますし、少なくとも、見直すとしても法人税限りで、固定資産税まではできないのではないかと思います。

それから、非常に細かいことで、あと一点だけ申します。公益法人課税等の見直しの最後に、金融資産収益については、課税のあり方について見直しを行うべきとあります。一般的にはこれでよいと思いますが、公益財団法人のように、金融資産で、その利子等だけで事業をしているというものもありますので、財団の場合には、もちろん、若干の会費収入はあるとしても、本質的にそのような形で公益事業がなされるので、ここでも、性格に応じた、きめ細かい配慮が必要だと思います。

○大田座長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今日で最後なので、全体的な所感と、それから、三点ほど申し上げます。

当初から中小企業というカテゴリについて、十分に検証してほしいというお話をしてきましたが、十分に検証されていないまま結論に導いているところが多いと、私は感じます。

中小企業の一番の特性は、資本と経営と労働が一緒になっていることです。ですから、必ずしも配当して利益を上げている、消費税や法人税を払うことが負担をしているということではなく、個人所得税、個人住民税の形で負担をしていることも十分あって、公平に中立にという以上は、公平に中立に判断をすることが必要だったと思います。そのようなことがないまま結論に導いているところが多いと感じます。

特に、三点を挙げさせていただきます。9ページ目の地方法人課税の見直しについては、外形標準課税について、10ページ目に「資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入することが望ましい」とありますが、多くの委員から中小企業への適用拡大は反対という意見があったと承知しています。このような形でコンセンサスが得られたとは到底思いません。適用拡大に反対であるという意見を明記してほしいと思います。

8ページ目の特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、「留保金課税は、中小法人については適用除外とされているが、法人税率引下げにあわせて適用を検討する必要がある」とありますが、中小企業への適用には反対の意見も複数ありま

したし、留保金課税制度は成長を阻害する税制など、問題点を多くの委員が指摘していたと承知しています。

特に、資本が集まらない中小企業は、借入れを起こして事業をしなければなりません。事業をするために借り入れたお金の元金を返済するためには、留保金を充当するしかないのです。ですから、留保金があるということは、一生懸命仕事をしたということにほかならない、多くの企業がそのようなことを意味していると思います。そのようなことについて、しっかり検証していないと、それについて、当然、課税対象にすべきというのは、一方的な意見だと思えます。

それから、5ページの欠損金の繰越控除制度の見直しについては、控除を制限しているドイツやフランスでさえ、中小企業に対する実質的な制限はなく、第2回、第5回の法人課税DGでも制限すべきではないと、私はお話をしたと思えますが、「中小企業への配慮が必要である」ということではなく、適用すべきではないという意見があったことを書いていただきたいと思えます。以上の三点です。

○大田座長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

ありがとうございます。日本経済の再生、また、成長戦略の一環として法人税の構造改革のメニューを網羅的に明記したという点で、今回の取りまとめ案は、基本的に賛成しています。

法人税を大幅に引き下げようという大きな目標を掲げている中で、課税ベースの拡大、薄く、広く課税することは不可欠であると思えます。そもそも法人税を支払っている企業が3割しかないという、このゆがみはもはや放置できません。また、本当に必要なところに対象を絞って支援していくこと、これも大変重要なポイントだと思えます。いわば、今、規制改革では岩盤規制と言われていますが、税の岩盤のようなものに踏み込んでいく姿勢は高く評価したいと思えます。

各論について二点、申し上げます。まず、一点目は、租税特別措置の見直しです。ゼロベースの見直しは大変重要なポイントです。とかく声の大きい産業界に引きずられて、なかなかこの見直しができなかった経緯があります。今回、三つの基準を明記されました。この基準に沿ってしっかり踏み込んでいく必要があります。また、研究開発税制についての総額の縮減を明記した点も評価しています。

二点目は、地方税の外形標準課税です。今、法人税全体を下げるという目的の中で、外形標準課税の拡充は、やはり避けて通れない、現実的な選択肢だと思えます。ただ、今、田中特別委員が指摘されたように、中小企業への配慮、これをどう図っていくのか、その他の面で、中小企業の課税強化の項目が並んでいるので、それとのバランスも含めて考えていく必要があると思えます。

いずれにしても、今回はボリューム感や、何年かけてといったことが入っていません

ん。これは、やはり政治の決断が求められているという意味で、最後に工程を含めて、改革の目標について指摘した点も良かったと思います。

安倍首相が、今後数年間で20パーセント台と繰り返し言われています。そのためには、今回の政府税調のメニューを踏まえて、政治にしっかり判断していただくことは大事だと思います。

今日、ワールドカップで日本が敗退するという大変残念な結果でしたが、それに例えて言えば、やはり問われているのはスピードと決定力、実行力だと思います。ぜひ、法人税の引下げに向けた具体的な詰めを、制度設計を進めていただきたいと思います。

○大田座長

平田委員、お願いします。

○平田委員

これまでの議論で、財務省、総務省からデータ、資料がたくさん出されており、大体議論の裏付けはできているので、ここに書かれているものについては、大筋同意したいと思います。

ただ、書かれていないことが二つあります。一つは、やはり法人税の引下げの時期と幅が全く触れられていないことです。最後に大胆に云々という文学的表現はありますが、数字が無いので、一体この見直しの各項目にどの程度取り組めば、財源的な裏付けができるか、少し想像が付きません。

それから、私は最初から申し上げていますが、既存の税制の見直しだけでは、法人税の大胆な引下げの財源は確保できません。やはり、歳出に踏み込むべきだと思います。

法人税と並んで、今年の最大の問題は消費税の10パーセントを本当に実現できるかどうかです。これが、やや景気次第という議論が横行していますが、本当に大事なものは、やはり社会保障を含めた歳出の抜本的な見直しをやることを前提に、恐らく納税者の人たちが10パーセントの引上げに選挙で同意したと思うので、ここにもう少し踏み込んだ意見というか、箇所を入れていただければと思います。

吉川（洋）委員は、財政制度等審議会の方でも一生懸命議論されていますが、政府税調では税制だけ議論する、というわけにもなかなかいかないのでは、これは一体的に主張していくべきだと思います。

○大田座長

時期と幅については、骨太の方針が火曜日に取りまとめられています。最後のページの「政府の方針に沿って税率引下げを行うにあたっては」とあるように、税率引下げは政府の方針で行います。骨太の方針に書かれた表現に沿っての実施ということです。

それから、総理が、昨日もドイツを参考にといった発言をされています。そのような政府の方針に沿って行うということが、ここには書かれています。この法人課税DG

るという意見が大半を占めており、順位は低いとの意見もあったと理解しています。会社法における決議要件の一つに、議決権の3分の2というのがあります。例えば、合併をするには3分の2が要るわけですが、その裏返しとして、3分の1も25パーセントと50パーセントの間に一つあるのかと思います。この議論がなかったので、申し述べておきます。ただ、立場上は、本来、全てが益金不算入であると考えております。

それと、6ページの減価償却制度について、機械及び装置から議論はスタートしました。機械・装置等として、減価償却資産一般であるという議論になっていますが、やむを得ない措置だと思えます。

中小法人課税の見直しですが、ここも真に支援が必要な企業を対象を絞り込むべきであり、中小法人をどのように定義するかも議論が必要だと思えます。

そして、8ページの3行目に、「法人税法による19パーセントへの軽減税率は厳しく見直す必要がある」とあります。厳しく見直すということは、廃止ではなく、縮減であると理解していますが、この部分についても関心を持ち続けたいと思えます。

留保金課税について、これはあくまでも課税済みの利益が留保されていると書いていただければありがたいです。また、法人税の分野だけではなく、前も申し上げましたが、個人所得課税における配当控除のあり方や相続税の分野における非上場株式の評価についても並行して議論が必要です。

地方法人課税については、10ページに「創業会社や中小法人への配慮」とありますが、非常に関心を持っています。具体的な配慮の内容が明らかになった段階で、また、意見を申し述べたいと思えます。

○大田座長

ありがとうございます。土居委員、お願いします。

○土居委員

ありがとうございます。この案文については、今日、ここで議論を受けて、修文がどのようにされるか、まだ定かではありませんが、現状のまま了承するという事で私は基本的に良いと思っています。

一点だけ留意していただきたい点と、あとは感想を申し上げます。

一点目は、受取配当の益金不算入制度の5ページで、少数株主権を挙げていますが、通常、少数株主権は、少数株主の保護を目的として設けられているので、少数株主に不利になるような形の制度見直しは、そもそも少数株主権を提起していることと矛盾する恐れがあることは配慮が必要だと思えます。特に、コーポレートガバナンスが重要であることは、1ページ目にも書かれているとおりで、少数株主による経営者への規律付けは非常に重要なところなので、余り過度に少数株主を不利になるようにしてしまうと、このコーポレートガバナンスの強化とも矛盾してくることは配慮が必要だと思えます。

あとは、感想ですが、やはり法人減税がこのような形で提起されるのは非常に良い

時期だと思えます。願わくは、我が国の税制の方向性としても、法人課税から消費課税へシフトさせていくという大きな動きの中での法人税改革だということが打ち出せばよかったと思えますが、消費税率を10パーセントに引き上げようとしている最中なので、余り生々しく書くと深い意味を御理解いただけない方々からは批判を受ける恐れはあると思うので、ここはあえてそこまで書けとは申しません。いずれ近い機会に、この政府税調で、そのような大きな税制改革の議論、中期答申などに向けて議論ができればと思えます。

特に、先ほど平田委員が御指摘されたように、消費税率を10パーセントに上げることは非常に重要で、これが成就することを願っていますが、そのような意味でも、同時並行的に法人税改革を行うことは、私が申し上げた趣旨に沿っています。

それから、今後、来年にも法人税率を引き下げるという骨太の方針の話ですから、来年になる前、つまり今年中に、今日のこの案文に盛り込まれた、様々な課税ベースの拡大にまつわる項目のいずれかを、きちんと合意形成をして税率引下げを実現していくことが重要ですので、学者は、象牙の塔からものを言うだけですから、ぜひとも経済界の方々に、この合意形成に御尽力いただければと願っています。

最後に、地方法人課税ですが、2ページの真ん中辺りに、「法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない」と明記していることは非常に高く評価しています。ここは今後の地方税制について、しっかり税源を確保しながら、きちんと地方の行政サービスを賄えるように見直すという意味でも重要なことだと思えます。

○大田座長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

総論から二点ですが、この総論で非常に良いと思ったのは、実は総論の最後の方で、法人税改革が難しい二つ目の理由、最初の一つ目は明らかなので、やはり国民の関心、この改革のメッセージ、もちろん産業界に対するメッセージも大事ですが、国民に対してどのようなメッセージを伝えていくかだと思えます。このままだと明日の新聞の見出しは恐らく、法人税の負担を軽減して国民に負担を押し付けるという話になりかねないので、むしろはっきり税調としては法人税を最終的に負担するのは一体誰なのかということは、もっと明確に打ち出してもよい気がします。

経済学者が必ず言いますが、法人企業は組織であって人間ではないので、それが法人擬制説を言おうが実在説を言おうがどうみなそうが、ファクトというか、結果として見れば、それは雇用者、消費者あるいは投資家として国民がしわ寄せを受けるのであり、そのしわ寄せの仕方は必ずしも累進的にはなりません。必ずしも応益的にもならないことは、もう少し強く言ってもよかった気がします。これは国民生活に密接に関わる話であり、別に法人企業のためだけに減税しているわけではないことは、明確

に打ち出してよいかと思いました。

二つ目は細かいですが、2ページの先ほど土居委員も言われた地方法人課税について、「過度に依存することがないよう」とはそのとおりで、良いと思います。ただ、その理由として、立地競争力を高めることや、地方の経済力の活性化も大事ですが、よく言われるように、偏在性や安定性などもあります。地方法人課税に過度に依存する帰結は偏在性であり、税収の不安定であること。地方としては安定的にサービスを提供しなければならないこと。この辺りは何か枕言葉のようですが、明記した方が良かったと思います。

各論については、非常に様々な、多岐にわたった改革をされているので、これはこれで良いと思いますが、実は性格が幾つか違うものが入っている気がします。一つはもちろん率直に言えば代替財源探しということであれば、地方税の損金算入の見直しなどそうかもしれません。そのとおりですし、実は地方税の損金算入の話や、公益法人課税の見直しは、法人税の税率云々以前の問題ではないかという気がしていて、公益法人課税は課税の適正・公平な執行の問題であり、地方税の損金算入については、ここに書かれているとおり、できるだけ国と地方の政策を分けられるようにすることは、別に法人税を下げる下げないとは関係がない、そもそも論として見直さなければいけないことだったと思います。

三つ目の性格は、もちろん法人税率の引下げに当たってあわせてやるべき構造改革といいますか、それが租特の見直しであり、減価償却の見直しであるという議論だったと思うので、なかなか色を分けるのは難しいのかもしれませんが、実は同じ改革論と言いながらも、念頭に置いている改革の狙いが少し違うものが散見していました。それに応じて、優先順位も本当は違うのかもしれませんが。

あと、9ページの外形標準課税ですが、地方法人課税の見直しは大事だと思いますし、地方税体系の見直しも大事だと思いますが、いきなり外形標準課税なのはなぜだろうという唐突感は否めないと思います。くどいようですが、地方法人課税に依存する帰結として、安定性や偏在性、ある種の応益性にかなっていないのではという問題があるので、その中で応益性、安定性、偏在性という話をするのであれば、地方税の中で考えればそれは固定資産税の問題であり、個人住民税の問題でもあり、地方法人課税の問題でもあります。その中でさらに地方法人課税に絞って考えるなら、実はあり得べき考え方としては、ここにも触れていますが、法人税の均等割もあり、外形標準課税もあるという、何段階か踏んだ上での話だと思うのです。

応益性は大事です。法人の中でどのようにそれを広く薄く税を追求するかというときに、法人税の均等割と外形標準課税をどう比較衡量するのかという議論もあるし、他税目との比較衡量の議論もあってしかるべきだと思います。

外形標準課税の話は、恐らく二つの議論が、やはり混乱していて、そもそも拡大すべきかどうかという議論と、つまりそれは外形ではなく他の税目あるいは法人税の

均等割の方、法人住民税の均等割など他税目で考えるべきだという議論があります。ただ、もし外形標準課税でいくのであれば、それは広く薄くということと、そもそも課税原則が応益性ということであれば、資本金1億円以下も含めて当然ということになると思うのです。

もし中小企業の雇用などに対する配慮が必要なのであれば、それはもともと外形標準課税が望ましくないのであって、大企業に絞ればよいという話ではありません。大企業に絞ったら、それは広く薄くにはなりませんし、応益にもかなわないので、そもそもやるべきではないという話になります。ですから、やるのなら広く薄くで検討すべきですし、それがだめだと言うのなら、均等割を含めた他の税目を考える話になると思います。

先ほど土居委員も言われましたが、最終的には法人税の改革だけの話をしたいわけではなく、恐らく法人税の税率が下がれば、それに見合う税源を全て法人課税関係で賄うことは無理ですし、そもそもここで念頭に置いているのは、法人課税から、私は別に消費課税だけではないと思いますが、個人所得課税も含めて、他税目へのシフトということはあるべきだと思います。本当は、大きな税収構成や税源構成の見直しが背景にあって、3番目の「法人税の改革と併せて検討すべき事項」の方が、より大事だと思いますので、これは引き続きというか、早急に、まさにスピード感を持って検討していくべきことだと思います。

○大田座長

富安課長、お願いします。

○富安主税局税制第三課長

事実関係だけ御紹介します。田中特別委員から、繰越欠損金控除のドイツとフランスの制度のお話がありました。繰越欠損金の控除制度について、ドイツとフランスは大法人も中小法人も同じ制度になっていて、所得の100万ユーロまでは全額控除できますが、所得の100万ユーロを超えた部分については、ドイツが60パーセントまで控除を制限し、フランスは50パーセントまで制限します。上西特別委員が言われた話だと思いますが、確認させていただきます。

それから、現在ある特定同族会社の留保金課税制度は、資本金1億円超の企業に適用されていますが、趣旨は過度の留保金を抑制することであり、実際の課税標準も所得に対して配当法人税等を引いた後で、あと、留保控除額ということで、例えば所得基準で言うと所得の40パーセントあるいは定額基準の2,000万円、そのうち最も大きいものを基礎控除額として引いた上で、それでも残ったものに対して薄い税率を掛けています。留保金全体を課税するわけではありませんので、その点だけ事実関係を御説明させていただきます。

○大田座長

吉川（洋）先生、お願いします。

○吉川（洋）委員

私は先ほど読み上げていただいた本日の案は、総論、各論、それぞれ賛成です。この際、感想を言うなら、本日、御欠席なので、恐らく、御本人から事務局に配付依頼があったのだと思いますが、富山特別委員が書かれた新聞のコラムを見ましたが、私は富山特別委員の御意見に全面賛成で、立派な御意見だと考えます。

先ほどから中小企業の話で、幾つかの御意見がありました。中小企業、特にハイリスクということかもしれません。リスクに関しては法人税の中で、法人税そのものにもかなりリスク軽減措置というものがありますが、そもそもハイリスクであればハイリターンが原則だと思います。中にはハイリスクでローリターンもあるのなら、それは時代の役割を終えたと考えるべきです。

そこで富山特別委員のこのコラムで、減税の恩恵だけでなく、「そのために必要な痛みは経済界も受け入れるべきである」と書かれていますが、この経済界には中小企業も含まれると考えています。

○大田座長

増田委員、お願いします。

○増田委員

私も今日の案には総論、各論賛成ですので、それを前提にお話します。法人税の引下げの議論は、置かれている状況からして当然、必要だと思いますが、よく言われるように企業の内部留保ではなく、企業の国内投資や、雇用を増やしたり賃金を上げたりすることにきちんとつなげていく政策とセットで全体が行われることが必要ですので、ぜひこの税以外の部分での政府の努力をお願いしたいのが一点。

それから、今回の引下げでは、恒久財源の確保が鉄則であるときちんと書かれたのは大変良かったと思います。吉川（洋）委員が言われたことも、その一環だと思いますが、やはり恒久財源をきちんと確保しなければならないと私は思いますし、その上で引下げが行われるのであれば、幅広く代替措置を検討することになると思いますが、その中でどの辺りを優先するかは、これから大事になってくると思います。

私はそうした幅広く検討した上で、例えば租特の見直しをゼロベースで検証、と書いていますが、そうした考え方も必要だと思いますし、可能な限り法人課税の中で税収中立が図れるかを優先して検討するのが順番ではないかと思います。

最後に、何人かの委員も触れていましたが、外形標準課税の話です。応益性や広く薄くという観点から、こうしたものを広げていく。資本金1億円以下の中小法人をどうするかは、最後にいろいろ問題になると思いますが、優先度として資本金1億円超のところでは付加価値の比重を高めることから進めていくと思います。いずれにしても、広く外形標準課税の適用を考えていくことが原則だと思います。業態によってどのような影響があるのかも含めて、余りにもアバウトに資本金1億円以下はだめということではなく、やはりその中身もよく見て検討していくことが必要だと思います。

○大田座長

赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

私もこれまでの議論を見ながら、どのように今回のものを整理していけばよいか考えていましたが、まず経済成長を目指すアベノミクスの方向性を踏まえてどのように改革するのか、これが一番のポイントだと思います。ポイントは、初めにも書いてあるように、立地競争力を高めることであり、それは効率性を重視していく、頑張った人が報われるように、つまり努力を妨げないように是正をすることです。そこで引下げという話になるのですが、その一方で財源は重要ですから財源確保が必要になり、そうするとどうしても効率性を重視することになるので、公平性とか公益性とか、さらに広く薄くという課税ベースの拡大とか、そのような視点とのバランスが重要となり、効率性を重視して公平性は重視しないわけではありませんが、今までに比べるともっと幅広く負担を求める形になってくると思います。その結果、中小企業や公益法人の改革ということにつながるのだと思います。

この視点から今回の取りまとめが行われているとすると、今、言ったように効率性を重視していくには、どうしても所得や賃金にけることは、方向性としては厳しいと思います。そこで、公平性や公益性を少し広くして、課税ベースの拡大とのバランスをどうとるかということになります。

そこで二点、この各論はほぼ賛成で、政策税制に関して抜本的にゼロベースで検証していくことにも賛成なのですが、今回もなかなかエビデンス、実際どの政策がどのように効果的なのかが十分見えないで議論した部分、出ている部分があったと思うので、今後はそのようなエビデンスに基づき制度設計をしていく必要があります。これは文面というよりも今後、正しい方向に向くためにはそれが重要だと思います。

もう一点は9ページからの地方法人課税ですが、効率性を重視して幅広くという観点から、外形標準課税の形に移っていく。これは方向性として今より良いと思いますが、効率性というものをどこまで重視するかで、外形標準課税はいまだ途中という形で、法人課税全体が、均等割を除けば所得や賃金に課税される形になると、効率性の面では課題が残ってきます。さらに3ページに、佐藤委員も言われたように、企業と家計は一体であるという重要な概念もあるので、法人税にとどまらず、この案にも書いてある固定資産税の強化など、そのような視点をしっかりと見据えるべきです。ここに書いていただいていることは評価したいと思いますが、その他の税制も含めて、将来的にはもっと幅広く考えていくべきだと思います。

ポイントとして将来的にあるべき姿と、今、財源確保の視点も含めて目指さざるを得ない姿を区別して、イメージできるような書き方が良いと思います。つまり、将来の改革としてはこれが良いが、財源確保の視点からセカンドベスト的に今、外形標準化で進むというイメージがつかめる書き方があってもよいと思います。

効率性重視の視点で外形標準課税を見ると、幅広くという観点からは、やはり資本金1億円以下にも広げて薄く広く課税していくことが大事で、10ページの一番上にあるとおり、「資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入する」という方向性を述べられているのは望ましいですし、しっかりとそこはやってほしいと思います。その他の税に関してもぜひ、なかなかそこで財源確保をするのは難しいのですが、諦めずに、今回の改革とセットで行っていただきたいと思います。

○大田座長

増井委員、お願いします。

○増井委員

今回の取りまとめ案は、これまでに議論したこと、今後具体的に検討すべきことを含めて、バランスよく意見が取り入れられていると思います。

例えば7ページで申しますと、地方税を損金不算入にすると書いてあって、恐らくどの税目かも含めて、今後、「具体的な方策を検討すべきである」とありますし、8ページでは「軽減税率は厳しく見直す必要がある」とあり、これは、議論の中で私も含めた多くの委員から軽減税率を無くしてしまえという非常に強い意見がありました。違う意見もあったので、それも踏まえて「厳しく見直す必要がある」となっています。その上で、「時限的な軽減税率はその役割を終えている」とまとめていると思います。

また、10ページでも、「創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである」とあり、対立した意見をきちんと踏まえて、バランスよくまとめていただいたと感じました。

○大田座長

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

基本的によくまとめていただいたと感謝しています。

今の意見と感覚が違うのですが、全体的に見たときの印象で、中小法人に対する対応が厳しい取りまとめという印象を受けていて、どの項目を見ても資本金1億円以下の中小法人に対する課税強化の話がオンパレードで並んでいる気がします。今までの長い間での中小企業を保護する流れが急に変わってきています。この勢いでよいのか。どうも出所に、欠損金の割合が7割以上ある主因が中小法人にあるということが強く出すぎている印象を持ってしまいました。

それで提案的ですが、例えば留保金課税においては、内部留保をした方が企業の体力が付くのは事実で、余りペナルティタックス的な重さがあるのは良くない気がする。留保金課税の税率の10パーセント、15パーセント、20パーセントという、少し実務的ですが、その税率が妥当かなどの見直しも併せて、もしこの方向で進める場合にはやっていただきたいと思いました。

もう一つ、外形標準課税についても資本金1億円超にこだわらず、というのは分かりますが、外形標準課税に対する抵抗は実務界では非常に強いです。その原因の一つに、分かりにくいことがあります。その議論をしていると、だから分かりやすさで住民税の見直しはどうかという話が必ず実務家の議論に出てきます。そうすると、多店舗展開をしているところなどでは、住民税が極端に、不当にと言ってもよいほど重くなります。だからやはり事業税の範囲内で見直すのが良いだろうと、実務家の意見はそうなるのですが、どうしても分かりにくいという話で止まってしまいます。

そこで、これを検討する場合は、簡易な制度というか、別の言い方をすると、分かりやすい外形標準課税制度のようなものを中小企業のために検討することが、我々は必要ではないかと思えます。

○大田座長

森特別委員、お願いします。

○森特別委員 私もこの総論、各論については賛成です。以前から申し上げているように、国、地方を通じた地方関係の税収で、法人住民税や法人事業税に加えて、法人税の地方交付税減少も含めると法人税収の全体の約6割が地方分です。法人実効税率を下げることでそのような財源に絶対に穴が開いてはならない。我々が担っている住民サービスに大きく影響が出ると思いますので、先ほどお話があったように、恒久減税には恒久財源でということをしっかり守ってほしいと思えます。

その中で二点だけ各論について申し上げますと、外形標準課税は応益性の観点から、法人事業税の課税方式として私どもは大変望ましいと思っていますので、課税のあり方、また、対象法人の拡大等についてぜひ検討し、進めてほしいと思えます。

一方で、住民税や固定資産税の関係も書かれていますが、これは、国民、住民に直結する大きな税なので、消費税を引き上げる中では、なかなか国民の理解を得られないと思っています。この案では、「充実を検討すべきである」と書いているので、このことをしっかり踏まえて検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○大田座長

中静委員、お願いします。

○中静委員

繰り返しになりますが、大筋賛成します。ただ、これでよいのかと思う表現が少しあるので、それに対して意見を述べます。

個別の問題です。特に租税特別措置に関して、4ページの②改革の方向性で、「真に必要なものに限定する」というのは基本的にそのとおりだと思いますが、その後に、「特定の産業が集中的に支援を受ける優遇措置」という書き方をすると、これで本当に良いのかという感想を持ちました。これまで、ある意味で国策として国がサポートしてきた産業なので、本当にこれが真に必要なものであるのかないのかという、先ほど赤井特別委員からもどの政策が効果的かどうかがはっきりしていないという指摘も

ありました。特定産業がどういう意味をもっているのかどうかの検証が必要だと思いました。

あと、もう一つ、公益法人について、具体的に収益事業の規定について書かれています。表現はこれでよいと思いますが、対価を得て行う事業は原則課税という、これはこのとおりですが、当たり前のことになぜ今までできなかったのか、それはだめだという勢力がある意味で強いわけです。そこが公平性とある種の公正さのこれからのメルクマールになると思います。ですから、やはり公益性プラス公平性、さらに公正さからも、この公益法人の見直しをきちんと進めてもらいたいと思います。

あと細かいところで一点、10ページの住民税や固定資産税について、最後に「充実を検討すべき」と書いていますが、この充実が一体どのような意味か分かりにくいので、この表現でよいかどうか、御検討いただければと思います。

○大田座長

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

大変立派な報告書がまとまったと思います。法人税率を引き下げるという、ある意味で言うと大きな政治的な判断から、これだけの様々なテーマをまとめてここで議論できたことは良かったと思います。

専門家の前で釈迦に説法ですが、税制とは猫の目のように頻繁に変わるのは好ましくありません。他方で、社会が今大きく変化しているので、旧来の税の考え方、体系だけにこだわるのは好ましくないと思います。今回の案にも、まだリーマンショック後の対応が残っていることもある意味で驚きですが、これは税だけではないのでしょうか、そのような意味では、この際、様々なことを見直す時期だと思います。これも委員の方々が言われたと思いますが、法人税だけの議論をしているのではなく、この先、消費税の問題や、今日は外形標準課税も出てきましたが、様々なものが出てくるので、税全体がどちらの方向に臨んで向かっていくのかを考えながら我々は議論していくべきだと思います。

税制調査会なので歳出の話はするべきではないと思いますが、一部の政治家の方々の議論を聞いていると、法人税収が上振れすればその分は歳出に使えばよいという議論をときどき耳にします。もちろん公式の場ではないかもしれませんが、そのようなことでは困りますから、その意味でも、他の税や歳出の問題と非常に深く関わってくることはもう一度強調しておきたいと思います。

最後に、たまたま吉川（洋）委員が富山特別委員の話に触れたので私も一言申し上げます。富山特別委員とは基本的に考え方が似ていて、今回の外形標準課税の話などそのとおりだと思いますが、一つだけ気になるころがあって、富山先生がある新聞のコラムの中で「しかるに経済界の一部に、好況による税収の上振れ分を財源に法人実効税率を下げるがごとき論がある」と書かれています。日本は20年間、バブル崩

壊からデフレという、戦後、他の国は経験しておらず、日本も二度と経験してはいけない状態から脱却しようとしていて、これは単なる景気循環の上振れではありません。もちろん景気循環もあるので、その部分をどう考えるかは重要です。ですから、最後に強調したいのは、デフレの脱却から次のステージに日本経済が向かう、そのような中で様々な税金をどう考えるかということで、富山特別委員も恐らく字数が少ないのでつい乱暴な議論を書かれたと解釈していますが、ここはそもそも法人税率の引下げを議論するときに非常に重要な議論であったと思うので、確認しておきたいと思います。

○大田座長

吉川（萬）特別委員、お願いします。

○吉川（萬）特別委員

素人でも分かる報告書になっていると思いながら読ませていただきました。全体的に、国がこれからの経済活動を維持していくには、法人税の引下げが必要だということは分かりました。しかし、そうすると、法人税を引き下げて減った収入分をどこから確保するかを、これまで議論されてきましたが、議論されてきたことがどれほど今後実行されていくのかが大切なことだと思います。3ページの真ん中辺りに、「短期的な利害を何とか乗り越えて、本格的な法人税改革を実現させたいものである」とありますが、「させねばならない」というもっと強い表現の方が良いと思います。

ただし、そのためには、それで減収になった分をどこから確保するかで、先ほど山田特別委員は、中小企業に少し厳しいのではないかと言われましたが、私たち、いわゆる消費者は、法人成りや、あるいは中小法人が課税制度の中で、手厚く取り扱われている部分について、今回示されているようにきっちり見直しすることが大切なことになり、一般の人にとっては理解しやすい展開になると思います。今後、そのようなことをきっちり実現できるように、例えば先ほども言われていましたが、関係者の反対などがあってなかなか進まないのではないかとということも懸念されていますが、決してそうしたことにひるまず、実行する必要があるものはするという強い表明を書いていただきたい。回り回って家庭に恩恵が及ぶと冒頭に書かれていることも理解できると思うので、そうしたことをお願いしたいと思います。

○大田座長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

今回の原案ですが、特に各論部分については、非常にバランスがとれていて、言葉の端々まで非常によく神経を使って書いていただいていると思います。これ以上触ると、これは恐らく大変な作業になると思います。

私としては、個人所得税と法人税との関係、本日はこの案の中ではいわゆる法人成りという形で取り上げていただいていると思いますが、法人税の税率を下げることにすると、

個人所得税との格差がかなり開いてきます。45パーセントと現在15パーセントですが、この問題があると思います。もちろん、何人かの委員の方々が指摘されたように二重課税の問題がありますし、それ以外にも、デットとエクイティの問題、利益留保と配当の問題、すなはち、利益留保が配当より有利優位であること、そして、配当所得がキャピタルゲインに転換される問題という四つぐらいの歪曲の問題が、法人税を導入すると所得税の世界に起こります。これらに対する適切な措置、防御策をとっていかないと個人所得税が崩壊してしまいます。ですから、このような点では、「いわゆる法人成りについて」という項目はぜひ実現していただきたいと考えています。

○大田座長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今日の皆さんのお話を聞いて、最初に私がお話をしたとおり、地方法人課税の見直しと留保金課税については全て同じ意見ではなかったと思いますので、それについてもう一度検証していただきたいと思います。

先ほど富山特別委員の新聞記事を例にされたお話がありましたが、社会的な責任を負って企業を経営するという考えは、どの企業にもあると思います。中小企業にはないという話ではないと思います。その中で、社会的サービスを優先し、雇用を優先し、最後に利益という話だと思えます。富山特別委員の新潟のバス会社は何とかやれていると思いますが、九州のある県のバス会社ではできない。でも、サービスと雇用は優先したい、頑張っていると言われています。

中小企業の現実、皆さん同じなのです。利益を上げて社会に貢献をするところまで行きたいのだが、全体にそのように行き届いているのかどうか、改めて検証する必要があります。これは意見です。

○大田座長

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

中小企業との接点の多い立場で申し上げると、現行の枠組みで中小企業をひとくくりにすると、御指摘のとおり、中小企業は経営環境が厳しいものが多いこととなります。しかし、実は非常に多様です。今回の方向性について幾つかの同業者のグループと議論すると、赤字法人には課税強化で厳しくなるという一方で、成長しているところにはプラスになるという両論がありました。私自身も顧客を見ると厳しくなるところは事実、数としてはあるとしても、伸びている会社にとってはプラスになります。例えば平成23年度税制改正で創設された雇用促進税制や平成25年度税制改正で創設された所得拡大促進税制については、頑張っている中小企業にとっては非常にプラスになるので、ひとくくりに議論することが適切かどうか、今回の議論を通じて非常に疑問を持ちました。

ですから、今後、個々の施策ごとにより、成長する中小企業を支援するための制度と、時には守ってあげなければいけない部分を分けて議論しなければいけないので、一律にくくって議論することは控えた方が良くと思います。

○大田座長

赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

私も同じ意見です。先ほど、今回の改革は効率性を重視する一方で、財源確保の面からは公益性や公平性への配慮をどうしても縮小せざるを得ないと言って、その結果がここで表れていると、まさに中小企業や公益法人に厳しい改革になっていると思いますが、その中小企業にしろ、公益法人にしろ、本当にバラエティがあって、赤字だから払わなくてよいという形で見るとは、本当に頑張った人が報われるような、効率性を重視する制度へ変わってきていて、中小企業も頑張ったら報われるという点で伸びる可能性も出てくるので、そのような視点で見ていく必要があります。つまり、中小企業や公益法人、全てかわいそうという話だけではなく、本当に苦しいところには配慮が必要ですが、今回の狙いが効率性を重視することでみんな頑張って日本経済を良くしていくということなので、そのような方向で整理するのが良いと思いました。

○大田座長

たくさんの貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。今日いただいた皆さんの御意見はなるべく反映させたいと思います。もう一度、修文を考えて、明後日に予定されている総会にお諮りしたいと思いますが、今後の修文については私に御一任いただけるでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田座長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

法人課税DGはこれで終了します。7回にわたり本当に活発な御意見をいただきありがとうございます。心から感謝しています。では、これから基礎小委と法人課税DGの合同会議に移ります。

中里会長にバトンをお渡しします。

○中里会長

それでは、引き続いて、第3回基礎小委を開会します。

先ほど大田座長から御説明があったとおり、このセッションは法人課税DGと基礎小委との合同会議という形になりますので、どうぞ皆様御参加ください。これまで法人課税のあり方に関連して、基礎小委では、法人税以外の他税目の議論を行って、また、国際課税DGでは、BEPSプロジェクトを踏まえた我が国の国際課税の見直しについて議論を行いました。

これを受けて、税制調査会としてまとめる「法人税の改革について」には、今言っ

たような論点も盛り込むべきだと考えています。そのため、先ほどの法人課税DGの取りまとめ案で触れている他税目以外の国際課税及び新税に関する文案について御議論いただきたいと思い、お手元に1枚紙を用意しました。この文章が先ほどの法人課税DGで議論された文章に挿入されるという立てつけです。

これについて、まず事務方に読み上げていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局

法人税の改革について（案）

3. 法人税の改革と併せて検討すべき事項

(1) BEPSプロジェクトを踏まえた国際課税の見直し

② 改革の方向性

国際的な租税回避を防止し適正な課税を確保するため、わが国の国際課税制度についても、見直しを検討すべきである。

外国子会社配当益金不算入制度は、外国子会社から受ける配当について、現地で損金算入される配当も制度の対象とされており、二重非課税の問題が生じている。BEPSプロジェクトにおいて、二重非課税が生じないように、配当益金不算入制度を採用している国は、損金算入配当を制度の対象外とするよう求められていることを踏まえ、損金算入配当を外国子会社配当益金不算入制度の対象外とすべきである。

他にもBEPSプロジェクトでは、移転価格税制について、無形資産の移転等への課税のあり方や文書化の検討が進められている。また、外国子会社合算税制について、合算課税の対象となる資産性所得の範囲等について議論が行われている。こうした他の国際課税制度についても、BEPSプロジェクトの議論を踏まえつつ、幅広く見直しを進めていく必要がある。

(2) 法人税以外の税目

(d) 新税

例えば、欧州諸国では銀行税が導入され、法人課税の一翼を担っていることなども踏まえ、法人税率引下げの財源確保の一環として、新税導入の可能性も検討すべきである。また、上述の課税ベース拡大の取組みの状況も踏まえ、さらに課税ベースの過度な縮小を防ぐ必要がある場合には、アメリカの代替ミニマムタックス制度のような最低課税制度の導入についても検討することが考えられる。

○中里会長

ありがとうございます。

このような1枚紙を先ほどのそれぞれの箇所に挿入したいと思いますが、これについて意見交換に移りたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いします。

高田委員、お願いします。

○高田委員

法人税の改革に当たって、代替財源を確保すること、もしくは新税の導入を検討す

ることはもちろん一般論として当然のことだと思えますし、いろいろ見ていくべきだろうと思えます。ただ、その中では、当然のことながら、目的とか手段とか、もしくは、その局面がどうなのかといったことは十分認識する必要があると思えます。そのような観点で申し上げますと、以前、基礎小委でも申し上げましたが、取りまとめ案でも示されている欧州諸国での銀行税に関しては、私は局面が違うのではないかという認識を非常に持っています。

今回の欧州における銀行税は、特にリーマンショック、サブプライム問題以降といった、当時の金融危機において、欧州では金融セクターに対して多額の公的資金が導入されたことや、その中での過度なリスクテイクを取り締まるという発想があったこと、加えてそのような環境の中で世論に対応した部分もあったと思えます。一方で、今の日本の状況を考えると、恐らく局面が15年から20年近く違っており、もう既に日本の金融はこうした危機の状況ではなくなっています。一方で、過度なリスクテイクという次元から、今や日本は極端にリスクテイクが行われなような状況になっています。その中で、欧州のようにこうしたリスクテイクを抑制するという議論の一方で、今回のアベノミクス、法人税改革もそうですが、リスクテイクを進める成長志向という状況からすると、逆効果になってしまう恐れもあり、この局面認識が違う点があると思えます。

既に先日の基礎小委で議論されたドイツの銀行負担金なども、どちらかという金融危機に対して金融システム安定として必要になる資金を銀行界の拠出で行うという基金の性格がやはり強いので、そのような観点からすると、今回の代替財源とも違います。イギリスやフランスのようにある程度一般会計に組み込まれているところもありますが、それも金融機関に対する支援コストを金融の中で対応するという状況なので、こうした議論は、欧州でも金融システムの安定確保に向けた政策対応の一環としての状況であることを考えると、金融システム全体の中での破綻処理を含めた包括的な議論であって、単純に法人税を中心とした代替財源という局面とは随分違うと思うので、ここに関しては少し違和感がありました。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

今の新税ですが、様々なアイデアを出してよいのであれば、例えば金融機関関係であれば銀行税、欧州諸国の銀行税はバランスシートに対する課税だと思いますが、もう一方では、いわゆる付加価値税を補完する形での金融活動税のような、かつての東京都が行った銀行税のようなものがあります。目的は外形標準課税ではなく、付加価値税に対する補完というか、金融サービスは非課税なので、そのような形の金融機関に対する課税の仕方もあるので、別に銀行税ありきではないと思えます。

もう一つ、気になるのは、アメリカの代替ミニマムタックスの話がなぜ急に出てき

たか。私が理解する限りでは、それほど評判の良い税ではなく、割り切って考えれば、ミニマムタックスもどきであれば、先ほどから議論に出ている法人住民税の均等割もあります。もちろん課税ベースの過度な縮小を防ぐ何らかの措置は必要ですし、そのために例えばドイツなどは支払利子控除に制限を設けています。今回の地方税の損金算入の見直しもある程度そのような措置が念頭にはあると思います。ですから、幾つか代替案があってよいのは分かりますが、ミニマムタックス制度だけではないと思います。

あと、もう一つ、もし何を言ってもよいのであれば、新税というか、これは法人税の改革そのものにも当たるかもしれませんが、最近では例えばアメリカでも税制諮問委員会などで、中小企業対象ですが、キャッシュフロータックスのようなアイデアの議論もありますし、IMFなど最近ではACEを言い出していますし、新しい法人課税のあり方ということであれば、新税にはまだ幾つか選択肢があると思います。

○中里会長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

これは先ほどの法人課税DGで座長への一任となった案文の10ページの(c)のさらに下に、(d)として新税と並べられることを想定されていると思いますが、法人税の改革と併せて検討すべき事項として、新税をa b c dという並列的に載せる形です承することには私は反対です。優劣があることを念頭に置いた形で並べるのであれば賛成できます。

資本所得課税や給与所得控除や住民税、固定資産税の議論をきちんとした上で、それでもなお、新税の議論をしないといけなないのであれば分かりますが、前の三つを疎かにして新税の議論をすることは本末転倒だと思います。ですから、並べるのであれば、きちんとしてここには優劣関係が分かる形で列記をしていただきたいと思います。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

先ほど新税の中でミニマムタックスの話が出てきましたが、アメリカのミニマムタックスのようなものだとすると、これは租税特別措置に対する総量規制というように考えていただいた方がよいと思います。つまり、欠損が出る程度にまで租税特別措置を利用することは問題なので、ある程度の線で租税特別措置による税負担軽減に総量規制をかけるという意味です。ですから、これは新税と呼ぶべきかどうかは、整理の余地があると思います。

それと、今、BEPSの行動計画4の方では、利子控除の問題が出ていますし、それから今ACEの問題も出ました。法人税が存在することによるデットとエクイティの問題もあり、これらを見ていると、利子控除を今後どう考えていくのかが、中長期的

かもしれませんが、一つの焦点になってくるだろうと思います。

○中里会長

赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

(2)の法人税以外の税目の(d)新税に関して、私も土居委員の意見に近いのですが、先ほどの法人課税DGで、効率性を重視して、財源確保のために仕方なく公平性、薄く広くを目指すという議論をして、その流れの中で新税を出してきたときに、どのような新税が望ましいのか。ここでは何となくお金を持っている人、ある特定の人から税金を取ろうというイメージがあって、それだけではないと思いますが、どのような形になるか見えないので、どのような税源が良いか考えていくと、先ほど既に議論した均等割や固定資産税などの税を上回る形で、さらに広く薄く取れるような、今回議論したような狙いの税が存在していれば新税はもちろん検討すべきだと思いますが、そのようなものがなかなか思いつかない限りでは、先ほど議論した固定資産税などをまず見直した上で、それでもどうしても財源確保できない場合に、それよりも劣るが、新税を入れるというスタンスで書かれた方が良く、固定資産税よりもむしろこちらを重視するのは少しどうかと思います。もちろん、薄く広くなどの目的に沿ったすばらしい税があればそれは良いと思いますが、ここには具体的に書かれていないので、そのように感じました。

○中里会長

富安課長、お願いします。

○富安主税局税制第三課長

銀行税に関連して、一点だけ事実関係を申し述べます。

イギリスの銀行税の税率の引上げに関連して、2013年、オズボーン財務大臣の発言ですが、法人税改革との関係で言われています。私はこれまでの法人税率の引下げに関して、銀行部分に対して利益を享受させる意図を有しているものではない。したがって、引下げによる利益を来年度以降、銀行税率を引き上げることにより相殺するということで、法人税改革との関連で銀行税の引上げをされています。銀行税の導入の趣旨は高田委員が言われたバランスシートに対する課税ですが、法人税改革との関連で銀行税の改正も行われていることを補足させていただきます。

○中里会長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

今の説明も分かりますが、やはり時代が違うと思います。多分2002年辺りの石原都政の第1期にこの議論をしているなら分かります。金融機関が繰越欠損金を抱えていて、法人税を払わない、これはだめだというのなら分かりますが、やはり日本に関していうと時代がずれている気がします。

ただ、くどいようですが、新税ですので、別にあらゆるオプションを排除する理由はありません。ただ、先ほど赤井特別委員や土居委員も言われたように、先にやるべきことはあるので、これはあくまで中長期的な課題という大変ですが、その次のステップとして個人住民税から固定資産税まで、a b cまで全てやった後の次のステップとして考えるべきことだと思います。

○中里会長

この点について他にいかがですか。あるいは他の点でも結構です。

理論的に可能性を検討すること自体はお許しいただきたいと思います。この基礎小委及び法人課税DGの合同会議で、理論的に考えられる様々なものを一応メンションしておくことは必要だと思います。どれが先か後かということはあると思いますが、外国で導入されているものについて全く検討しないわけにはいかないと思いますので。

○赤井特別委員

すばらしい税が見つければ誰も文句は言わないと思います。

○中里会長

金融取引に付加価値で課税している国もありますし、ヨーロッパのようなケインズ、トービン、サマーズ的なボラティリティの高いところに流通税のようなものを課税する国もありますし、さらに、岡村委員が言われた租税特別措置の総量規制的な全体的なものも外国で導入されていますから、一応理論的な検討の対象として御理解いただけますでしょうか。様々な議論をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、活発な御意見を頂戴してありがとうございました。文案については、おおむね皆さんの御了解が得られたと思いますので、この文案で27日、金曜日の総会にお諮りしたいと思いますが、その点よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、27日の総会にはこの基礎小委で取りまとめた部分も含めて全体の文章を総会に諮りたいと思います。

本日はこれで終了します。法人課税DGに引き続いて御参加いただき、ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。